## お知らせの見方

特に記載がないもの 無料(ただし入館料が必要な施設あり)、直接会場へ

> 相談ください。 区の保健福祉サー

### 国民健康保険料は

期限内に納めましょう

### 『滞納整理特別強化月間』

実施期間 平成17年5月まで

- ★滞納処分の強化
  - (給与・預貯金などの差し押さえ)
- ★滞納世帯への財産調査の強化
- ★納付相談・納付指導の強化

納付が困難な方は、区の 保険年金課にご相談を

効となる場合がありますの お早めに申請願います。 カ月かかります)。 (月額) ①生活保護を なお、 で時 福祉サービス課 詳細 区役所(14~)

の保健

申込3月24日休までに電話か

ファクス(団体名、

代表者名、

記入)。 住所、

電話番号、

参加人数を

## 委員会を傍聴しませんか 市介護保険事業計画推進

いて。 齢社会に関する意識調査に 日時3月29日火午後3時 内容介護アンケート調査~高 0

24 西 5 会場札幌サンプラザ (北区北

4 7 **詳細**]介護保険課**(**21)25

もありますので、

お住まいの ビス課にご

難な方を対象とした貸付制度

一限を超える費用負担が困

外の方=3万7千20円。

②世帯全員が市民税非課税の

税非課税の方=1万5千円、 金の受給者で世帯全員が市民 受給している方、老齢福祉年

方=2万4千60円、③それ以



## 日時3月25日**金午後**1時30 支援制度説明会 商店街等に対する

団体の役員、 対象商店街・小売市場などの 会場市役所12階会議室。 3 時。

# 設置されている方へ 看板類や広告物などを

続きをしてください。なお、 るので、17年度以降も引き 道路占用許可の更新手続き 合も道路占用料が上がる予請、新規申請のいずれの場 4月1日金からは、更新申 方は、指定期限内に更新手 続き道路を占用する予定の 続きに関する文書を送付す が必要となります。 ては区の土木センター維持 定です。更新手続きについ 道路占用許可の更新 平成16年度は、 看板類の 更新手

する場合、または許可期間 屋外広告物の許可申請 市内で屋外広告物を掲出

4 5 2

合わせください。 管理課、占用料の改定につ いては道路管理課へお問

ください。 己の敷地内などに掲出して を繰り返したにもかかわら もあります。広告旗は、自 通行人に危険を及ぼす恐れ 美観を損なうだけでなく、 特に道路上の広告旗は、 条例に違反した 市が注意や指導

旗の設置が禁止に〉 場合には、 満了後も継続して掲出する 手数料が上がる予定です。 金から、許可申請に関する 必要があります。 4月から道路上への広告 、許可申請を行う 4月1日

街路樹、 ります。 けも同様です。 道路上の工作物への取り付 を含む) を含む)の設置が禁止にな(歩道)上への広告旗(台 告物条例により、 4月1日金から、 電柱や街路灯柱、 ガードレールなど 市屋外 道路

01、手稲= (81)741 2 8 0 0, 別= (897) 1800、 8 0 0, (859) 3 8 0 0, 白石=~(80)2800、 持管理課 1)か道路管理課(2) 1、東=C(780)1800、 888) 2700、南 = (588) 細 区の土木センター 北= (771) 421 (中央=~(614 西 = (667) 3 2 清田へ  $\stackrel{\smile}{1}$ 厚 維

セ 1 ル

道路上の広告旗は、 屋外 広告物法に基づき除却し

広

福 祉

保険·年金

屋外広告物法に基づき除却

ず是正されない場合には、

2005-3-広報さっぽろ